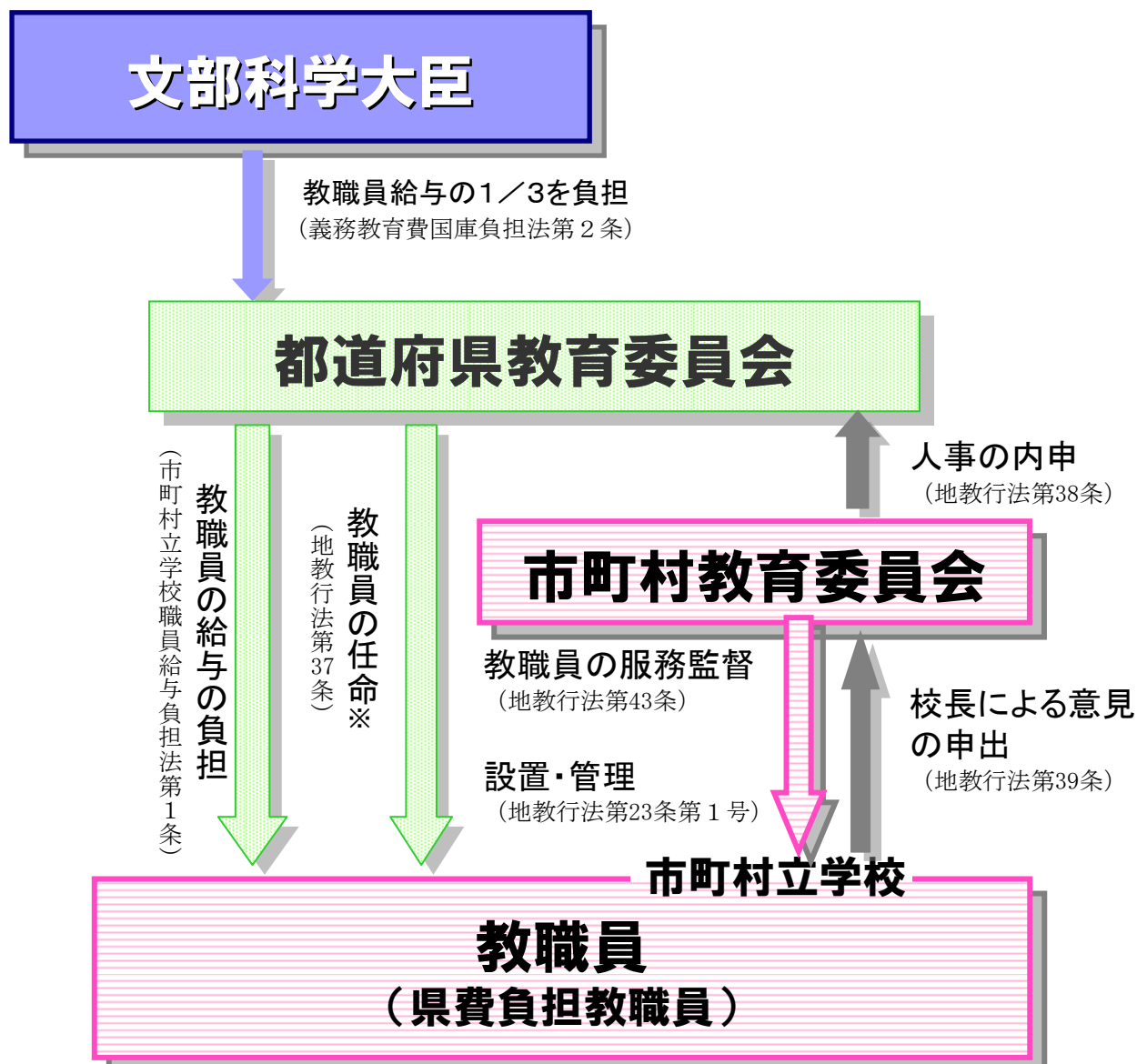


- ① 市町村立小・中学校等の教職員は市町村の職員であるが、その給与については都道府県の負担とし、給与水準の確保と一定水準の教職員の確保を図り、教育水準の維持向上を図る。
- ② 身分は市町村の職員としつつ、都道府県が人事を行うこととし、広く市町村をこえて人事を行うことにより、教職員の適正配置と人事交流を図る。



(注) 地教行法... 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

※例外として、政令指定都市は、自ら教職員の任命を行っている(給与は都道府県が負担) (地教行法第58条)